

令和5年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果 概要

1 調査目的

県内の一般環境、発生源周辺の大気環境における有害大気汚染物質による汚染状況を把握する。

2 調査内容

- (1) 調査時期 令和5年4月～令和6年3月（毎月1回、合計12回）
- (2) 調査地点 一般環境：第一中学校局（弘前市和徳町363-13）
- (3) 調査対象 優先取組物質 21物質

3 調査結果

(1) 環境基準が設定されている物質（4物質）

環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質については、環境基準を達成していた。

(2) 環境基準は設定されていないが指針値が設定されている物質（11物質）

指針値が設定されているアクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ニッケル化合物、マンガン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物の11物質については、指針値を下回っていた。

○指針値とは

環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるもので、11物質について設定されている。

令和5年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果

調査対象物質	調査結果 (年平均値)	★:環境基準 ○:指針値 (年平均値)		単位
アクリロニトリル	0.0009	○	2.0 以下	μg/m ³
アセトアルデヒド	1.3	○	120 以下	μg/m ³
塩化ビニルモノマー	0.0024	○	10 以下	μg/m ³
塩化メチル	1.1	○	94 以下	μg/m ³
クロム及びその化合物	1.6			ngCr/m ³
クロロホルム	0.094	○	18 以下	μg/m ³
酸化エチレン	0.057			μg/m ³
1,2-ジクロロエタン	0.055	○	1.6 以下	μg/m ³
ジクロロメタン	0.54	★	150 以下	μg/m ³
水銀及びその化合物	1.3	○	40 以下	ngHg/m ³
テトラクロロエチレン	0.0045	★	200 以下	μg/m ³
トリクロロエチレン	0.004	★	130 以下	μg/m ³
トルエン	1.3			μg/m ³
ニッケル化合物	0.79	○	25 以下	ngNi/m ³
ヒ素及びその化合物	1.1	○	6.0 以下	ngAs/m ³
1,3-ブタジエン	0.035	○	2.5 以下	μg/m ³
ベリリウム及びその化合物	0.036			ngBe/m ³
ベンゼン	0.52	★	3.0 以下	μg/m ³
ベンゾ[a]ピレン	0.071			ng/m ³
ホルムアルデヒド	2.8			μg/m ³
マンガン及びその化合物	20	○	140 以下	ngMn/m ³

※ μg[マイクログラム]:100万分の1グラム (10⁻⁶グラム)

ng[ナノグラム] :10億分の1グラム (10⁻⁹グラム)